

令和 4 年度分委託業務処理仕様書（案）

1 業務の目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画の作成に向けた七飯町からの諮問に対して、法第 6 条第 1 項に規定する協議会である七飯町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）として地域公共交通計画案を答申するに当たり、町民にとってわかりやすく、かつ、七飯町の地域特性に合った計画案となるよう、令和 3 年度に作成した七飯町地域公共交通計画素案（以下「素案」という。）を基に、地域住民との意見交換、学識経験者による意識啓発を行い、より実効性の高い七飯町地域公共交通計画案（以下「計画案」という。）を作成することを目的とする。

2 業務の内容

(1) 町民意見交換会の開催

協議会が、町内各地区（少なくとも本町地区、大川・大中山地区、藤城・峠下地区及び大沼地区の 4 地区での開催は必須）において、令和 3 年度に作成した素案を基にした町民との意見交換会を開催するに当たり、会の運営を補助し、各地区の意見を集約の上計画案に反映する。

(2) 町民の意識啓発

前号の町民意見交換会の開催に際し、学識経験者（国土交通省関東運輸局地域公共交通マイスター 為国 孝敏氏を想定）を招聘し、意見交換の場に加わって直接対話してもらうことにより、町民に対して地域公共交通の確保及び維持、そのための利用促進などを意識啓発する。なお、招聘に係る費用等はすべて受託者において負担する。

(3) 現況交通実態調査

令和 3 年度に実施した各種現況交通実態調査に加え、町民意見交換会で集約した意見を基に、計画案に盛り込む施策を検討する上で、必要な追加調査を実施する。事業者への再度のヒアリング及び施策の実施に係る交渉等も含む。

(4) 計画案の作成

協議会での議論、令和3年度から実施する各種調査結果、各地域での町民意見交換会で集約した意見を反映し、地域の交通課題を整理して、実効性のある計画案を作成し、レイアウト・デザイン・図等を含む印刷用版下を完成させる。なお、作成に当たっては、イラスト、グラフ、図等を用いたわかりやすいものとする。

(5) 協議会の運営支援

受託者は、協議会の会議開催に必要な資料の作成及び意見のとりまとめ、会議への出席、会議内での助言を実施する。また、業務内容の円滑な履行に向けて、協議会と受託者との情報共有を進めるために必要な情報を提供し、十分な回数の協議を行うものとする。なお、協議会の開催回数は、素案作成までに3回程度を想定する。

(6) 打ち合わせ協議

受託者は、本業務の実施期間中において、協議会と緊密な連絡を保ち業務を行わなければならない。なお、打合せ回数は、初回、中間、最終の3回を想定しているが、必要に応じて回数の増減やオンライン会議を活用する等、実施回数及び方法については、協議会と協議の上、決定する。

(7) その他

受託者は、令和3年度に実施したプロポーザルにおいて提案・説明した業務内容とかい離のない方法で業務を遂行し、内容を変更する場合は、あらかじめ協議会と協議し、その了承を得るものとする。

(8) 成果品

ア 計画案本編	1部
イ 上記に係る電子データ	1式